

浜松市組合等土地区画整理事業に対する技術的援助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する組合等（事業を施行しようとする者を含む。）に対する技術的援助等について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人施行者 法第3条第1項の規定による施行者をいう。
- (2) 土地区画整理組合 法第3条第2項の規定による施行者をいう。
- (3) 区画整理会社 法第3条第3項の規定による施行者をいう。
- (4) 組合等 個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社をいう。

(該当事業)

第3条 この要綱により技術的援助等を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人施行者が行う事業は、施行地区となるべき区域内の土地所有者若しくは借地権を有する者の同意をすべて得ているもの。
- (2) 土地区画整理組合が行う事業は、施行地区内の法第2条第6項の規定による宅地の総面積及び法第25条第1項の規定に基づく組合員となるべき者の総数の3分の2以上の同意を得ているもの。
- (3) 区画整理会社が行う事業は、施行地区内の法第2条第6項の規定による宅地の総面積及び宅地の所有者及び宅地の借地権者の総数の3分の2以上の同意を得ているもの。

(技術的援助等の内容)

第4条 市長は、技術的援助等を次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- (1) 事業準備及び施行上必要と認められる事項に関する助言
- (2) 施行の認可又は組合の設立に関する助言
- (3) 委託業務の成果品に関する助言
- (4) 工事に関する助言
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた調査及び工事等

(調査及び工事等)

第5条 前条第5号による必要と認めた調査及び工事等は、浜松市都市計画マスタープラン又は浜松市立地適正化計画に即した事業に係る次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画に必要な調査
- (2) その他必要と認めた調査及び工事等

2 前項各号に掲げる措置は、市長が認める予算の範囲内で行うものとする。

(技術的援助等の申請)

第6条 組合等は、この要綱により技術的援助等を受けようとするときは、組合等土地区画整理事業技術的援助等申請書(第1号様式)に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地区画整理事業予定区域図(位置図及び公図写し)
- (2) 関係権利者の一覧及び同意書
- (3) 組合設立発起人名簿(土地区画整理組合に該当する場合)
- (4) 事業概要書及び設計図(案)(第4条第5号の技術的援助等を受けようとする場合)

2 前項第4号の事業概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 浜松市都市計画マスタープラン又は浜松市立地適正化計画に即した事業とする根拠
- (2) 第4条第5号の技術的援助等を受けようとする調査及び工事等の内容
- (3) 当該土地区画整理事業の目的
- (4) 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
- (5) 保留地の予定地積と処分方針
- (6) 事業施行予定期間
- (7) 概算事業費(資金計画)と算出根拠

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、別表第1に定めるところによりその内容を審査し、技術的援助等の審査結果について、組合等土地区画整理事業技術的援助等審査結果通知書(第2号様式)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(標準処理期間)

第7条 前条第1項の申請から前条第3項の通知までに通常要する標準的な期間は、特別の事情のない限り55日間とする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の組合等土地区画整理事業費補助金交付要綱、組合等土地区画整理事業費交付金交付要綱、浜松市土地区画整理組合に対する助成方針及び、浜松市組合等土地区画整理事業助成要綱の規定による手続きを受けているものについての土地区画整理組合に係る補助の対象及び補助率については、従前の例による。

3 浜北市、天竜市、雄踏町及び引佐町の編入の際に現に法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が施行している土地区画整理組合に係る助成及び技術的援助等の対

象及び補助率については、浜北市土地区画整理事業補助金交付要綱（平成12年浜北市告示第11号）、浜北市土地区画整理事業に対する技術的援助等に関する要綱（平成12年浜北市告示第12号）、天竜市土地区画整理事業助成要綱（平成4年訓令甲第26号）、引佐町土地区画整理事業助成要綱（平成8年要綱第14号）の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の第6条第2項の規定により通知された事業に係る技術的援助等については、従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者住所
氏名

組合等土地区画整理事業技術的援助等申請書

技術的援助等を受けたいので、浜松市組合等土地区画整理事業に対する技術的援助等に関する要綱第6条第1項の規定により、関係図書を添えて、申請します。

（添付図書）

- (1) 土地区画整理事業予定区域図（位置図及び公図写し）
- (2) 関係権利者の一覧及び同意書
- (3) 組合設立発起人名簿（土地区画整理組合に該当する場合）
- (4) 事業概要書及び設計図(案)（第4条第5号の技術的援助等を受けようとする場合）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

浜松市長 印

組合等土地区画整理事業技術的援助等審査結果通知書

年 月 日付けで申請がありました技術的援助等については、浜松市組合等土地
区画整理事業に対する技術的援助等に関する要綱第6条第3項の規定により、下記の
とおり、通知します。

記

別表第 1 (第 6 条関係)

| 審査項目 | 審査内容 | チェック欄 |
|---|---|-------|
| 【土地区画整理事業予定区域図】 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・公図写し | <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/2,500 以上 ・土地区画整理法施行規則第 8 条に規定する技術的基準を参考 | |
| 【関係権利者の一覧及び同意書】 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係権利者の一覧 ・宅地の所有者・借地権者の同意を得た書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿による確認 ・所有権 3 分の 2 以上 ・借地権 3 分の 2 以上 | |
| 【組合設立発起人名簿】土地区画整理組合の場合 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・組合設立発起人名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 名以上 ・権利者 | |
| 【事業概要書及び設計図（案）】第 4 条第 5 号の技術的援助等を受けようとする場合 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市都市計画マスタープラン ・浜松市立地適正化計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・即する根拠（居住系以外） ・即する根拠（居住系） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条第 5 号の技術的援助等を申請する調査及び工事等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に必要な調査 ・必要と認めるべき調査及び工事 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・当該土地区画整理事業の目的 ・土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合 ・保留地の予定地積と処分方針 ・事業施行予定期間 ・概算事業費（資金計画）と算出根拠 ・設計図（案） | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法施行規則第 9 条に規定する技術的基準を参考 ・土地区画整理法施行規則第 10 条に規定する技術的基準を参考 | |